

第6回 第7次NACCS更改専門部会 結果報告



2024年2月6日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	1	第7次NACCS詳細仕様案	<p>（質問）（WG後） 第7次NACCS詳細仕様案 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）における運送先の住所の入力は漢字で可能でしょうか？それとも輸出入者住所のようにアルファベット入力でしょうか？</p>	輸出入者住所と同様に英数字のみでの入力となります。
2		その他	<p>（意見） 今までの説明会は各社2名程度の参加者が全ての内容を聞かなければならなかったが、今後開催される詳細仕様説明会においては、他法令やEDI等、各分野別にパートを分けた開催にできると各社の担当者が参加でき、より良い説明会になると考えている。</p>	ご意見については承知しました。NACCS掲示板にはパートごとに詳細説明会資料を掲載しますので、そちらもご活用いただきますようお願いいたします。
3			<p>（質問） 輸入申告項目に「国内運送先」を追加する件について、通関業会支部で説明した際に、どの程度の情報を入力すべきなのかといった運用面の懸念が多くあった。この点について今後運用を詰める機会があるのか、通関業会が税関官署と調整すべき案件となるのか伺いたい。</p>	詳細仕様説明の場で運用面まで踏み込んだ説明をすることは想定しておりませんが、関税局様、税関様で検討中と伺っておりますので、税関様からご案内があるまでお待ちください。
4	-		<p>（要望） 電文等のより詳細な仕様書について、ベンダーに提供する必要があるので公開がいつ頃になるのかご教示願いたい。また、要望になるが、参加者はコメントできなくても構わないのでウェビナー形式で説明会を開催できないか。</p>	電文等の詳細な仕様については本年3月に公開を予定しています。ウェビナーについて、説明会は民間会場を借りて開催している都合上、設備的に難しい場合もあるが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
5			<p>（質問） 第7次NACCSの更改日はいつになるのか。また、これから総合運転試験が始まると、テスト用のダミーデータが提供されると思うが、通常業務の傍らでテストをするというのが難しい状況である。また、ダミーデータを各業者がどう使えばいいかわからないというのが実情だと思っている。船会社、CY、保税蔵置場、通関業者がどうやってダミーデータの貨物情報を利用していけば良いか、フォローいただけるような環境を作っていただけるとスムーズにテストが行えるのではないかと考えている。</p>	プログラム製造の都合から第7次NACCSの更改日はまだ確定していませんが、第7次NACCSで改変を予定している制度改正案件の施行日が2025年10月12日であることから、目安としてください。総合運転試験については、上流から下流まで情報を流すようなシナリオを作った試験もありますが、分かりやすい試験となるよう検討してまいります。

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
6			<p>（意見） 今回の更改では見送りになった修正申告の効率化について、検討された際には社内でも便利になると期待されていた。見送りの理由は混乱を招く恐れがあるということだったが、第8次NACCSでは攻めた姿勢で仕様検討する場面があっても良いと思う。</p>	<p>貴重なご意見として次の検討に活かしてまいります。</p> <p>（会議後追記） 今回見送りとなった主たる要因は、税関側のシステム開発規模が当初想定より大きくなり対応が困難となったためです。</p>
7	-	その他	<p>（質問） 包括保険及びリアルタイム口座については、2021年度のプログラム変更により、JASTRO コードを利用しなくても法人番号による対応が可能となったが、第7次 NACCS 更改後において JASTPRO コードを利用しないと、NACCS 上利用することができない業務又は機能があるか。 海上小口貨物における簡易通関の導入については、関税局での制度改正に係るものであるが、詳細仕様で説明された内容は関税局の方針に基づき設計されたものか、また、制度の内容について関税局がまだ方針を示していない部分があるか。</p>	<p>通関業者様においては、JASTPROコードに限定される内容は業務としては残っていませんが、機能としては名称・住所の補完は法人番号とJASTPROコードが紐づいていないとできない状況となっています。また、輸出入者様はJASTPROコードが必要となる業務が残っている状況です。 海上小口貨物における簡易通関の導入については、関税局様、税関様も含めて検討しているので、方針が反映された内容となっております。</p>
8			<p>（質問）（WG後） 確認事項ですが、下記↓の2021年8月の資料では、 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00147385/houjinbango.pdf 7頁のFAQの11において、「以下のような影響がありますので、支障がある輸出入者様は従来通りJASTPROコード等を保有する必要があります。NACCSで次の機能が使用できなくなります。」とあります。 一方、今回の資料240頁では、「輸出入者コードから法人番号への切替が完了した」とありますが、上記のとおりJASTPROコードを利用しないとNACCS上利用することができない業務又は機能があるのであれば、切替は完了していないのではないかと思います。</p>	<p>専門部会資料「輸出入者コード一覧のNACCS掲示板掲載終了のお知らせ」での「切替が完了」の記載につきまして、輸出入者コード一覧表のNACCS掲示板での提供終了は、包括保険、リアルタイム口座が法人番号のみで利用可能となったことにより、一覧表の利用が不要となるためです。一覧表を利用されるお客様（通関業者様等）に対して「切替が完了」と端的に表現しております。 輸出入者様のNACCS利用に係るJASTPROコードの取扱いについては、第7次NACCS更改後引き続き検討してまいります。</p>

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
9	-	その他	<p>（要望）（WG後） 自社システム向け接続試験及び総合運転試験に際し、社内調整もありますので、テストデータや作業方法等、前広に情報の展開をお願いします。</p>	<p>早期に情報が提示できるよう努めます。</p>